

○特別支援教室の授業について

☆特別支援教室の授業

- ・週に1から2時間（1回45分）程度、巡回指導教員がお子さんの在籍校に出向いて指導します。
- ・お子さんの特性による、学習上及び生活上の困り感を改善・克服するための自立活動を中心とした、個別指導や小集団での指導を行います。
- ・指導期間は原則1年間です。
- ・各教科の補習や在籍学級での学習の遅れに対応する指導は行いません。

☆自立活動で行う指導内容

- ・友達との関わり方を考えたり、相手の気持ちを想像したり、学校生活の決まりやルールを守ることを学習します。（ソーシャルスキルトレーニング）
- ・自分の感情をコントロールするアンガーマネジメントに取り組み、気持ちが落ち着かない時の対処方法などを学習します。
- ・場に応じた適切な言葉づかいや関わり方、表現方法を身に付けられるようにします。
- ・お子さん自身の特性に合った学習の仕方を学びます。
- ・認知及び感覚統合を育てる運動やビジョントレーニングを通して、身体機能の調整、バランス感覚を養います。

☆保護者・在籍学級等との連携

- ・保護者、巡回指導教員、在籍学級担任が指導時の連絡帳や面談を通して、変容や成長の様子、今後の指導方針について、情報共有を行います。
- ・特別支援教育専門家チームが在籍校を巡回し、指導の様子から、学校へ助言を行い、指導方法の改善を図ります。

○利用開始までの流れ

1 保護者と担任による面談

特別支援教室への通室を希望する場合、まずは在籍校の学級担任にご相談ください。お子さんの困難さについて具体的な情報共有を行います。

なお、申請に当たっては対象のお子さんの**各種心理検査の結果**が必要です。
※利用開始日は申請時期によって異なり、随時入室できるわけではありません。

2 校内委員会に向けての準備

面談ののち、在籍校で特別支援教室の指導対象であるかどうかを検討する会議である校内委員会に向け、コーディネーターを中心に、在籍学級担任等が準備を進めます。

3 校内委員会の開催

校内委員会を開催し、特別支援教室での指導が必要であると判断された場合、葛飾区立総合教育センターへ申請を行います。

保護者の葛飾区特別支援教室の指導開始判定申請書への記入が必要になります。

4 特別支援教室の入室判定委員会の開催

葛飾区立総合教育センターが実施する入室判定委員会において、入室の最終的な審議を行います。原則、提出書類による書類判定ですが、総合教育センターに来所いただく直接判定となる場合もあります。

5 特別支援教室の利用開始

判定の結果を保護者と在籍校校長宛てに送付します。利用が適当と判断された場合、指導開始日について在籍校の担任等から保護者に連絡します。

なお、利用開始に際して、保護者の同意書の提出が必要です。

葛飾区立小学校における 特別支援教室

葛飾区立総合教育センター
令和7年4月

○特別支援教室について

特別支援教室は、発達障害や情緒面に課題のあるお子さんのための教室です。葛飾区内に、小学校は11校、中学校は4校の拠点校を設置し、そこに配置された教員が各学校の特別支援教室を巡回して指導を行います。お子さんは在籍している学校で指導を受けることができます。



○こんなお子さんのための教室です

☆気持ちの切り替えがうまくできない

- ・場の空気を読んだり、状況を察知して動くことが苦手。
- ・こだわりが強く、集団行動に合わせて動くことが苦手。

☆コミュニケーションがうまく取れない

- ・思ったことを口にしてしまい、人を傷つけてしまう。
- ・興味・関心のあることを話し始めると止まらなくなる。

☆衝動的に動いてしまうことがある

- ・周りからの刺激に反応して、すぐに動いてしまう。
- ・手が出たり、大声を出して騒いでしまう。

☆学習について得意・不得意がある

- ・音読、漢字の書字、計算などに学びにくさがある。
- ・体の動きにぎこちなさがあり、細かな作業が苦手。

○具体的な要件

- 通常の学級に在籍する知的な課題のない、自閉症スペクトラム・情緒障害・学習障害・注意欠陥多動性障害があるお子さん。
- ※診断書等の有無にかかわらず、これらの障害の疑いや傾向がある場合も含まれます。
- 通常の学級で学習におおむね参加できるお子さん。

○小学校特別支援教室拠点校および巡回指導校

